

令和5年2月定例会 総括審査会

神山悦子委員

神山悦子委員

日本共産党の神山悦子である。県議団を代表して総括質問を行う。

未曾有の複合災害となった2011年3月11日の東日本大震災・原発事故から丸12年が経過したが、県民の暮らしもなりわいも原発事故前には戻っていない。台風や相次ぐ地震被害、新型コロナウイルス感染症、昨年2月からのロシアによるウクライナ軍事侵略や原油価格・物価高騰など、県民と県政を取り巻く情勢が大きく変化している。これらについて以下、質問する。

岸田政権による防衛費の大幅な増額方針の撤回についてである。

先月24日でロシアによるウクライナへの軍事侵略から1年が経過した。多くの子供たちや民間人におびただしい犠牲者が出ている。

国連は侵略開始から1年に当たり国連総会を開き、ロシア軍の即時撤退と国連憲章の原則に沿った永続的な和平の達成を求める特別決議を141か国の圧倒的多数の賛成で採択した。我が党はこの国連総会決議を心から歓迎するとともに、この方向こそが残虐で無法な侵略戦争を終わらせる最大の力との談話を発表した。

一方、岸田首相は、ウクライナ軍事侵略に乗じて台湾有事を想定し、これまでの安保戦略を180度転換し、憲法違反の敵基地攻撃能力の保有を明記する大軍拡と、軍事費を今後5年間で43兆円、さらにそれ以上にする方針である。

岸田政権による防衛費の大幅な増額、増税方針は、県民の命や財産、今後の県政運営に大きな影響を及ぼしかねないものであり、国に撤回を求めるべきと思うが、県の考えを聞く。

総務部長

防衛費の増額、増税方針については、我が国の防衛、安全保障政策に関わる重要な問題であり、国会において十分な議論がなされるべきと考えている。

神山悦子委員

今月2日、我が党の小池晃参議院議員が国会で明らかにし防衛大臣も認めたが、全国の自衛隊防衛省施設2万3,000棟を核・生物・化学、電波パルスなどの相手国からの脅威に耐えられるよう、施設の地下化や構造を強靱化する計画を示し、日本全土の戦場化を想定して、国会にも諮らずゼネコンとの協議を始めている。沖縄県だけの問題ではなく、郡山市と福島市にも自衛隊駐屯地があるため、周辺の県民の命も危険にさらされるということである。

今、日本は戦争への道か平和への道かが問われており、歴史の岐路に立たされている。総務部長は県民に関係がないと言えるのか。再度答弁願う。

総務部長

防衛政策は我が国の安全保障に関わる極めて重要な問題であるため、国会において慎重かつ十分な議論がなされるべきと考えている。

神山悦子委員

二度と戦争の道を許してはいけない。私の父は、さきの戦争でソビエト連邦に抑留され、戦後3年たってから帰国し、その後結婚して私が産まれた。私は幼いときから、父の苛酷な戦争体験を聞いて育った。日本国憲法は、この戦争の反省の上に立ち制定されたものである。軍事対軍事では何も解決しない。日本は憲法第9条を生かした外交でASEAN諸国

と力を合わせ、東アジア全体の和平に貢献すべきと述べておく。

次に、原発避難者支援についてである。

今月10日、原発事故で避難指示が出ていなかったいわき市の住民1,339名が原告として国と東京電力を訴えていた「いわき市民訴訟」について、仙台高等裁判所の判決があった。国の責任を否定する不当な判決であったが、裁判長は、国の地震調査研究推進本部が長期評価を公表した翌年以降から事故が起きる8年2か月の間、国が規制権限を行使しなかったことは「違法な不作為」で「極めて重大な義務違反」であると指摘し、規制権限を行使していれば、防潮堤の設置や建屋の水密化により事故が避けられた可能性が相当程度高かったと認めた。これは国に対する大変重要な指摘である。

本県は被災3県の中で災害関連死が最も多い2,335名で、国と県の発表だけでも原発避難者2万7,399名が現在もふるさとに戻れず、避難指示区域の居住率は平均30.1%にすぎない。立命館大学の丹波史紀教授は、2011年9月、2017年2月、2021年12月と3回にわたり原発避難自治体の双葉郡において住民の悉皆調査を実施している。3回の住民実態調査で見えてきたことは、震災前に就業していた者が長期にわたる避難生活の中で家族や仕事をなくしていること、コミュニティが失われ、避難先での近隣関係も希薄化し、心身の健康を害している帰還住民が多いこと、精神的健康度については高齢になるほど悪く、全国比でも本県は悪い傾向にあること、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活の変化も加わり、帰還意思がある者を含めて生活や将来設計などに不安を抱えている者が多いこと、廃炉、中間貯蔵施設や廃棄物処理施設の対策に不安を持っている者が約半数存在していると指摘している。

原発事故による避難者へ継続して精神的ケアを行うべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

原発事故避難者への精神的ケアについては、県内各方部に設置したふくしま心のケアセンターや県外の臨床心理士会などにおいて、相談会の開催、定期的な訪問、電話等による相談に対応している。

今後とも関係機関と連携して相談活動等を継続し、不安や悩みを抱える避難者にきめ細かな支援を行っていく。

神山悦子委員

一方で、帰還するかどうかにかかわらず、地元への愛着は高いとの調査結果も出ており、この春から新たに特定帰還居住区域の新設により帰還できるようにするとされている。

帰還する原発避難者に対し、県外からの移住者と同様の支援金を支給すべきと思うが、県の考えを聞く。

避難地域復興局長

帰還を希望する避難者に対しては、ふるさとで安心して生活できるよう、医療や福祉をはじめとする様々な生活環境の整備等に取り組んでいる。移住者への支援金は、全国の数多くの自治体の中から避難地域を移住先に選んでもらう上での後押しとして支給している。

神山悦子委員

原発事故により避難を余儀なくされた者へも同様に支援金を提供してよいと思うため、ぜひ今後も検討してほしい。

次に汚染水の海洋放出についてである。

岸田政権は本県の原発事故を全く教訓にせず、原発の再稼働、新增設や老朽原発の運転期間を60年以上に延長するなど、原発回帰のGXは許すことができない。さらに岸田政権は、今年春から夏頃までに原発の汚染水を海洋放出することも決定した。

今月初めの福島民報社加盟の全国世論調査と福島テレビ共同の県民世論調査結果では、いずれも処理水を放出すれば「風評被害が起きる」との回答は90%を超えている。海洋放出に積極賛成は、全国16地方紙の共同アンケートでも7.6%にすぎない。

国、県及び東京電力は、理解促進のための風評対策に300億円、さらに500億円以上の基金を積み上げるとしているが、汚染水海洋放出の結論ありき、日程ありきで一方向的に突き進むやり方に多くの県民や漁業者は納得していない。ようやく本県漁業も段階的に本格操業へ向かっているが、2月7日、今度はスズキから県漁連の自主基準を超える85.5Bqの放射

性セシウムが検出された。

まず、本県沿岸漁業における震災前と現状の水揚げ量、水揚げ金額及び新規就業者数について聞く。

農林水産部長

沿岸漁業の水揚げ量は、平成22年が2万5,914 t、令和3年が5,045 t、水揚げ金額は、平成22年が92億3,000万円、令和3年が24億8,000万円となっている。

新規就業者数は、震災前は毎年10人程度で推移しており、令和3年は8人である。

神山悦子委員

今の答弁のように、本県の沿岸漁業は、水揚げ量、金額がそれぞれ19%、27%しか回復していないのが現状だと思う。

漁業者が2015年に国、東京電力と交わした「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」との約束はほごにされ、今も汚染水、処理水の海洋放出に反対を表明しているのは当然である。

知事は、汚染水、ALPS処理水の海洋放出に今も反対している漁業者の声をどのように受け止めているのか。

知事

ALPS処理水の取扱いについては、これまでも国に対し、関係者への丁寧な説明や情報発信の充実強化、万全な風評対策に責任を持って取り組むことなどを求めてきた。特に、漁業者の真摯な思いを踏まえ、政府に対し、誠意を持って丁寧に意思疎通を重ねることが重要であると繰り返し訴えてきた。

引き続き、国及び東京電力に対し、漁業者に丁寧かつ十分な説明を重ね、その声にしっかりと耳を傾け、その思いを真剣に受け止めながら信頼関係を構築するよう強く求めていく。

神山悦子委員

知事は丁寧な説明などと答弁するが、私は、知事が漁業者と直接話をして海洋放出に反対している場面を見たことはない。なぜなのか。

漁業者がなぜ反対しているのか。それは、海洋放出すれば風評被害が発生するからであり、だからといって風評被害対策の補償金を支給すれば済む問題でもない。

漁業者はようやく本格操業に向けて動き出したばかりであり、海を汚してほしくないのである。将来、海洋環境や魚にどのような影響が出るのか不安があるから反対しているのではないのか。幾ら科学的に安全だと言われても、これまでの東京電力の取組や対応に信用がない。現に、2015年の漁業者との約束をほごにしてるではないか。

知事は、県民の代表として漁業者の声を代弁し、国に対し海洋放出をやめよとなぜ言えないのか。再度答弁願う。

知事

ALPS処理水の取扱いについて、漁業者からは、海洋放出に反対する意見や新たな風評が生じることへの懸念など、様々な意見が示されている。

こうした思いを踏まえ、国に対し、政府一丸となって漁業者に丁寧かつ十分な説明を重ね、その声にしっかりと耳を傾け、その思いを真摯に受け止めながら信頼関係を構築するよう、今後も求めていく。

神山悦子委員

知事がきちんと漁業者と会って真剣に話し合う、そして国にしっかり物を言う、この姿勢を求めておく。

国、東京電力は汚染水タンクが増え続けるからと言うが、県廃炉安全監視協議会専門委員で水文地質学が専門の福島大学柴崎直明教授らの研究グループは、ダム工事などで実績がある広域遮水壁と地滑り対策で使われる集水井、水抜きボーリングの従来工法による組合せで、原子炉建屋への地下水流入を大幅に抑制するための対策が必要であると提言している。ところが、東京電力は昨年12月、いずれも効果がないと結論づけた。

しかし、これに対し柴崎教授ら研究グループは、1、東電の地下水モデルは約9年前に作成されたものであり、その後得られた地質情報を反映していない。2、現状の推理モデルの検証は不十分なままである。3、陸側遮水壁、凍土壁のモデル方法が不明である。4、1～4号機の建屋流入量の計算方法が不明である。5、集水井の設定条件が福島第一原発地

質・地下水問題団体研究グループの提案した方法と異なっており、集水井の設定水位が不適切である、と反論している。

広域遮水壁は地下水流入を抜本的に抑制するとの専門家の提案について、県はどのように受け止めているのか。

危機管理部長

広域遮水壁の提案については、国の汚染水処理対策委員会において、原子炉建屋山側の地下水量は全体的に低下できているとされている一方、原子炉建屋への地下水流入対策を検討するに当たっては、原子炉建屋内の滞留水が外部へ流出しないよう、サブドレンにより地下水位を建屋内滞留水の水位よりも高く保つ必要がある現状を考慮する必要があるとされているものと考えている。

神山悦子委員

原子炉建屋内の新たな地下水流入を抜本的に抑制しなければ、たとえ汚染水を海洋放出してもタンクはなくなる。柴崎教授は、30～40年で終わるどころか100年以上もかかると試算している。100年程度を見越した長期的な対策が必要だと思ふ。

専門家が提案する地下水流入に対する抜本的な対策を真剣に取り入れ、実行するよう国及び東京電力に求めるべきと思うが、県の考えを聞く。

危機管理部長

地下水流入対策については、汚染水の発生量を抑制するために重要であることから、これまでも国及び東京電力に対し、中長期ロードマップの目標達成はもとより汚染水発生量のさらなる低減を求めてきたところである。

引き続き様々な知見や手法を検討し、原子炉建屋等への地下水や雨水等の抜本的な流入抑制対策に取り組むよう求めていく。

神山悦子委員

今回の世論調査でもはっきり示されたが、汚染水を流すこと自体が風評被害を招くのである。漁業者や県民が納得しないまま、専門家の意見も真剣に検討せず、今春以降、国や東京電力が日程ありき、方針ありきで汚染水、処理水を海洋放出することは認められない。国に方針撤回を強く求め、次の質問に移る。

原発事故災害の公文書の保存についてである。

公文書管理法は、東日本大震災、原発事故が発生した直後の2011年4月に全面施行された。本県は現在、收受や作成から保存、廃棄に至るまでを福島県文書等管理規則で定めている。保存期間を経過した文書を廃棄する場合は、廃棄の記録である廃棄の決定に係る文書等を作成し、10年間保存しなければならないとしている。

福島学院大学の安田信二教授は、本県の公文書管理の問題点と改革の視点、東日本大震災と原子力災害の公文書を後世に伝えるための課題と方策、この2つの学術論文を昨年3月と12月に発表している。この中で、県が法施行と原発事故から10年が経過した2021年9月に、総務部長名で震災関連公文書の保存状況などを各部に照会し初めて実態調査したものの、実際には廃棄されたり、廃棄した記録がないなど保存期間や管理に課題があること、さらに、県は公文書管理の基本的な方針や考え方について検討中としているが、震災関連文書の定義や範囲、方針が明確になっていないと指摘している。

安田教授が指摘するように、東日本大震災と原発事故に関する文書は、歴史的な重要事項として後世に残すとともに、条例制定を検討すべきである。

そこで、東日本大震災と原発事故に関する公文書を今後も保存していくべきと思うが、県の考えを聞く。

総務部長

東日本大震災に関する公文書については、歴史的資料になり得るものもあることから、保存期間を延長し保管するよう各部局に通知しているところであり、引き続き公文書の適切な保存に努めていく。

神山悦子委員

公文書を適切に保存するための条例の制定を検討すべきと思うが、どうか。

総務部長

公文書の保存については、福島県文書等管理規則に基づき各部局において適切な管理保存に努めている。

今後とも、職員への研修や、文書の保存等を解説した文書事務ガイダンスの周知などを図りながら、公文書が適切に保存されるよう取り組んでいく。

神山悦子委員

東日本大震災と原発事故は、日本でかつて誰も経験したことがない甚大な複合災害である。今後も他県や世界各国からの問合せに答えられるよう、この記録を歴史的公文書としてきちんと保存する方針を持つよう求める。

原発事故による避難者の実態の記録は歴史的に重要であり、市町村において記録、保存されている。震災関連公文書として取り扱うための協議会を設置するなどし、東日本大震災における震災関連死の審査、認定に関わる市町村の文書を永年保存すべきと思うが、県の考えを聞く。

避難地域復興局長

震災関連死の審査、認定については、災害弔慰金の支給等に関する法律等により市町村が行うこととされており、当該文書は、市町村の規定等に基づく保存期限により適切に管理されるものと考えている。

県としては、時間の経過とともに東日本大震災の震災関連死の認定が困難になってきていることから、国が作成した震災関連死に関する事例集等を市町村へ提供するなど支援している。

神山悦子委員

原発事故の実相を最も表している大事な記録だと思う。市町村で記録を保管するだけではなく、県としてこの記録をどのように扱うかが問われている。

永年保存するよう市町村と協議すべきと思うが、再度答弁願う。

避難地域復興局長

県の事務としては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が支給する費用を一部負担することとなっている。

そのため、負担金の支出に関する文書については、福島県文書等管理規則で定められている補助金等に関するものの保存期限で管理することとなっている。

神山悦子委員

負担金を支出するだけではなく、本当に歴史的なものとして扱うかどうか、県の姿勢が問われていると思う。今後検討するよう述べておく。

次に、再生可能エネルギーの推進についてである。

ロシアによるウクライナへの侵略で問われているのが、食料、エネルギー問題である。去る2月25日、全国有機農業の集い2023～食とエネルギーを考える～が二本松市で開催された。この日二本松市は、地域ぐるみで有機農業に取り組む目標を掲げるオーガニックビレッジ、県内初の有機農業宣言をした。

この集いで二本松市の近藤恵氏は、進化している様々なタイプのソーラーパネルを設置し、農業と自然エネルギー発電を同時に行っていることを紹介した。大型トラクターが入っても邪魔にならないフェンス型のソーラーパネルを設置しているが、ドイツでは高速道路の防護壁に設置している。

県は原発事故後、再エネ100%を目指すことを目標に掲げているが、環境や景観、人体にも影響を及ぼすメガ発電をやめ、農林水産部と地域づくり、エネルギーを担う企画調整部、再エネの商品開発や販売まで担う商工労働部と連携し、地域主導、地産地消型の再生可能エネルギーを思い切って普及拡大すべきである。

営農型太陽光発電の導入を促進すべきと思うが、県の考えを聞く。

農林水産部長

営農型太陽光発電の導入については、栽培する作物の収量が通常に栽培した場合の8割以上となる必要があるため、作物の選定や病害虫の防除等について助言を行うとともに、導入に当たっては、国のみどりの食料システム戦略推進

交付金事業の活用を支援していく考えである。

神山悦子委員

東京都は、2025年度から新築建物に太陽光パネル設置を義務づける条例改正案を提出したが、戸建住宅を含む制度は全国初めてである。本県でも、光熱費の高騰が家計や事業所に重い負担となっている。

住宅用太陽光発電設備の導入について、補助金の上限を引き上げ、予算も拡充すべきと思うが、県の考えを聞く。

企画調整部長

住宅用太陽光発電設備の補助制度については、予算規模、補助単価とも全国トップクラスの水準にあることから、現行の補助制度を有効に活用することに加え、来年度からは自家消費の推進に向けた補助制度を新たに創設し、住宅用太陽光発電設備のさらなる導入に取り組んでいく。

神山悦子委員

トップクラスだと言うが、件数も予算ももっと大幅に増やして普及を図るべきではないか。私はそこが問われているのだと思う。

その点について言及がなかったが、どうか。

企画調整部長

住宅用太陽光発電設備の補助については、限られた予算の中から政策目標の実現に向け、他都道府県の状況も勘案しながら検討した結果、全国トップレベルの補助制度となっているものである。

引き続き、新年度拡充する補助制度等を最大限活用しながら、住宅用太陽光発電設備の普及を図っていく。

神山悦子委員

県内で、太陽光発電パネルの技術開発、製造、販売、廃棄まで一貫して行えるよう産業の育成を支援すべきと思うが、県の考えを聞く。

商工労働部長

これまで、県内企業の参入や事業拡大に向け、企業ネットワークの構築や技術開発への助成等を行ってきたところであり、太陽光発電設備の施工から保守、廃棄まで一貫した事業化に取り組む企業グループが発足するなど、新たな動きも出てきている。

今後とも、メンテナンスの高度技術習得やリサイクルの事業化等を支援するなど、関連産業の育成に取り組んでいく。

神山悦子委員

ぜひ進めていくよう検討願う。

次に、県内中小企業への物価高騰対策についてである。

原油・物価高騰は県内の中小企業にも大きな打撃を与えている。二本松市の大手金型プレス加工下請の地元事業者は、高圧電気料金の値上げが大幅になり、今後採算の見通しがとれず、製造すればするほど赤字を招く経営危機に追い込まれている。この下請事業者は、東京都大田区からプレス機械を下取り、3社で請け負ってきたと言う。地元下請の技術がなければ大手も成り立たない。

県としても東北電力や東京電力に電気代の値上げ中止を要請すべきと思うが、一方で国及び県の物価高騰対策は、脱炭素に資する新しい設備を導入しなければ補助がない。

物価高騰等の影響を受けている県内の小規模企業者に対し、融資以外の直接支援が必要と思うが、考えを聞く。

商工労働部長

事業者の経営コスト削減に持続的な効果が期待できる省エネ効果の高い設備への更新に対し高率の補助を行うとともに、県制度融資による資金繰り支援や経営課題解決のための専門家による伴走支援などに取り組んでいる。

引き続き、小規模企業者の経営の安定化に向けた取組を支援していく。

神山悦子委員

直接支援もなければこのまま倒産しかねない。

県内の中小企業者に対し県が直接支援する姿勢をきちんと示すことが必要だと思うが、再度答弁願う。

商工労働部長

小規模企業者に対する経営支援としては、実質無利子型融資からの借換えにも対応可能な伴走支援型特別資金等により資金繰りを支えていくとともに、商工団体等支援機関と連携しながら個々の実情に寄り添った経営支援を丁寧に行うなど、小規模企業者の事業継続を支援していく。

神山悦子委員

次に、新型コロナウイルス感染症対策について聞く。

今月10日、岸田政権は、5月8日から新型コロナウイルス感染症を季節性インフルエンザ並みの5類に引き下げるとした。現在は無料としている検査や、外来、入院時の費用についてインフルエンザ並みの患者負担を求め、またコロナ患者に対する医療機関への財政支援は、大半を縮小するとの方針を示した。

5月以降検査もなくなれば、再び感染拡大は避けられない。患者の受診控えや治療中断となれば、県民の命が直接脅かされ、医療機関にとってはより困難になる事態も危惧されている。

新型コロナウイルス感染症を5類感染症とする国の方針を受け、県民や医療機関の負担増とならないよう支援を続けるべきと思うが、考えを聞く。

保健福祉部長

位置づけ変更後の県民や医療機関の負担については、全国知事会を通して財政支援や経過措置を国に強く求めてきた結果、医療費の公費支援や診療報酬上の特例的な取扱いについて一定期間継続することなどが決定されたところである。

引き続き、必要な支援を講じるよう国に求めていく。

神山悦子委員

国に求めるのは当然であり、もし国がやらなくても県が支援を継続すべきではないか。そうしなければ県民の命は守れないと思うが、再度答弁願う。

保健福祉部長

県民の負担については、他の疾病との公平性などを踏まえながら、高額となる治療費や入院費には公費支援が継続されるなど、負担軽減のための一定の配慮がなされたものと考えている。また、医療機関の負担について、今後も幅広い医療機関で受入れできる体制を確保することから、受入れに必要な財政支援や経過措置が設けられており、運用については今後詳細が示されると認識している。

引き続き、地方との丁寧な調整を国に求めていく。

神山悦子委員

新型コロナウイルスは他の疾病とは全く違うと私は思う。現在、県内の新規陽性者数は累計で40万人を超え、そのうち死亡者は高齢者施設での死亡者を含めて800人を超えている。また、直近1週間の新規陽性者数は、本県は全国15番目、人口10万人当たりでは全国6番目と高く、引き続き注意が必要である。

県は高齢者施設での新型コロナウイルス感染者の死亡を防ぐため、必要な医療の提供にどのように取り組んでいくのか。

保健福祉部長

高齢者施設での新型コロナウイルス感染者の死亡を防ぐためには、施設の嘱託医や協力医療機関等と連携し、適切な医療を提供することが重要であると認識している。

県としては、医師や看護師からなる感染対策支援チームの派遣や保健所による指導、研修などにより施設内療養を支援しながら、必要に応じ入院調整するなど、適切な医療の提供に取り組んでいく。

神山悦子委員

必要なおときには入院措置もぜひとってほしいと思う。

次に、福島県手話言語条例についてである。

今月5日、福島県ろうあ者福祉大会が三春町で開催された。三春町での開催は初めてで、三春町は2020年、町として県内で初めて手話言語条例を制定している。

県では3年前の2019年4月に、障害のある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例とともに、福島県手話言語条例を施行している。

手話言語条例は県内で13市のうち11市、31町のうち3町、県を含め15自治体で制定された。しかし、認知度はまだまだ低く当事者団体は、手話は言語という理解促進とともに県に手話講座の取組を求めている。

県は手話講座に取り組むべきと思うが、考えを聞く。

保健福祉部長

手話講座については、手話を広める活動を行う民間団体への支援を行うとともに、市町村が主催する初心者向けの手話講座である手話奉仕員養成研修事業への補助を行っている。

また、本格的に学び、手話通訳者を目指す人を対象とした養成講座を実施している。

神山悦子委員

実は、今年の3月11日に東日本大震災追悼復興記念式典が行われたが、そのとき知事の挨拶に字幕も手話も映らなかったため、聴覚障がい者から分らなかったとの声が寄せられている。

県職員も県民も手話を学ぶ機会を増やし、誰一人取り残さない取組がここでも求められているのではないかと。再度答弁願う。

保健福祉部長

地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟かつ効果的に実施できるよう、市町村において手話講座を実施することとしており、より専門的な養成講座については県が担うこととしている。

また、県職員については、手話に対する理解を深める取組を進めるとともに、希望する職員が通信教育講座を通して手話の基礎を学ぶことができるよう、自己啓発の支援制度を設けている。

神山悦子委員

同時に教育分野でも求められている。

公立小中高校において、手話講座等により手話について学ぶ必要があると思うが、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

公立小中高校における手話に関する学びについて、県立高校では、福祉に関する授業で（一社）福島県聴覚障害者協会から講師を招いて手話を学んだり、探究学習の中で手話で校歌を歌い動画で配信する取組を行っているほか、小中学校でも音楽等の授業に取り入れるなどの取組を実践しており、今後とも各学校において手話を学べる機会を増やしていくよう努めていく。

神山悦子委員

聴覚支援学校において、聾児、保護者、教職員に手話言語を定着させるための取組が必要だと思う。県教育委員会の考えを聞く。

教育長

聴覚支援学校においては、幼児や児童生徒の言語習得に向け、一人一人の障がいの状態に応じ、手話を用いて授業を行うことから、全ての教職員が手話を身につけることができるよう研修会を実施するとともに、保護者への支援として手話を使ったワークショップを開催している。

今後とも、学校教育全体を通じて手話を学ぶ機会の確保に努めていく。

神山悦子委員

実際は研修もなかなかできないとの声も聞いているため、検討願う。

次に、学校給食についてである。

出生数が80万人を切り、人口減少、少子化対策待ったなしの危機的状況になっているが、そもそも政府も県も本気で子育て支援の対策を取ってこなかったことが大きな原因である。

子育て世代の最も多い要望は、幼児期だけでなく教育費の負担軽減である。政府は異次元の子育て支援をすると表明したものの、肝腎の教育費の負担軽減策は何も示されていない。出産一時金の増額は歓迎するが、今定例会で我が党県議団が求めた県立大学授業料の半額補助、私立高校の入学金の納付をやめさせる運営費補助の拡充について前向きな回答はなかった。

日本はGDPに占める公教育の割合がG7の中で最下位という恥ずかしい状況にある。人口減少、少子化対策のためにも、国に教育費の負担軽減を求めるとともに、県も教育予算を拡充して教育費の保護者負担を軽減すべきである。

学校の納付金で一番大きいのが学校給食費であり、1人5,000～6,000円かかる。県内では新年度から、二本松市、いわき市、鏡石町、磐梯町の4自治体が新たに一部補助を実施する。また、桑折町、石川町、浅川町、平田村は全額無料に拡充し、本宮市も半額補助に踏み出した。郡山市は中学生が全額無料になり、再来年度から小学生にも拡充する予定である。

新年度実施を含めると、県内59市町村のうち48市町村、81%まで広がった。全国で見ると、県のレベルでは来年度から千葉県が第三子を無料としている。

市町村立小中学校の給食費の無償化を県として実施すべきと思うが、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

市町村立小中学校における給食費については、学校給食法により保護者が負担することとされており、その在り方は学校の設置者である市町村が判断すべきものであると考えている。

神山悦子委員

教育長はその答弁を繰り返しているが、国会では2018年の参議院で柴山文部科学大臣が、自治体が給食費の一部を補助することを禁止するものではないと答弁している。県が全額無料としても約72億円で実施可能であり、市町村を応援する立場に立ち、半分でも36億円あれば全ての市町村で学校給食費が無料になる。

本県は少子化、人口減少対策を重要課題に挙げている。また、移住、定住を促進し、県外から子育て世代の移住者も増えている。日本一子育てしやすい県と一緒に目指していきたいと思う。

学校給食費の無償化を県として実施する、これをぜひ決断してもらいたい。

再度答弁願う。

教育長

学校給食の在り方については設置者である市町村が判断するものであり、給食費の無償化についても市町村が判断すべきものであると認識している。

神山悦子委員

市町村任せでよいのか。

県教育委員会として実施する判断が私は必要だと思うが、答弁願う。

教育長

学校給食を実施するかどうか、また、給食費の負担をどうするのかについては、学校の設置者である市町村がそれぞれの実情を踏まえて独自に判断し、実施しているものと考えている。

神山悦子委員

そのような冷たい答弁をしていたら人口減少対策にならない。

次に、県産麦、大豆の生産拡大と学校給食での活用促進を図るべきと思うが、県の考えを聞く。

農林水産部長

麦、大豆の生産拡大に向け、品質や収量の高い栽培体系を確立するためのモデル地区を県内各地に設置し、機械の整備

や栽培技術の導入を支援するとともに、その成果を県内に波及させていく。

また、学校等の給食においては、麦、大豆をはじめとした県産食材の活用に対する支援の強化や生産者と管理栄養士等の情報交換会の開催などを通じて、一層の活用促進を図っていく。

神山悦子委員

学校給食に県産の麦、大豆を活用して食育の推進に努めるべきと思うが、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

学校給食に麦、大豆を含めた地場産物を積極的に活用することは、各地域の伝統的な食文化への理解を深め、生産者への感謝の心や郷土愛を育む上で重要であると考えている。

このため、地場産物のさらなる活用促進を栄養教諭等に働きかけるとともに、児童生徒が地場産物を活用して考案したレシピを表彰するふくしまっ子ごはんコンテストなどの体験的活動を実施し、地場産物を活用した食育の推進に引き続き取り組んでいく。

神山悦子委員

農林水産部長にも質問したが、麦、大豆をもっと作れと言っている一方で、これがなかなか給食とかみ合わない。学校給食にも活用することで、農家も安定して生産できる。経営も安定し安全な食べ物を供給できる。

教育委員会がきちんと間に入れば実現できると思うが、どうか。

教育長

地場産物のさらなる活用促進については、先ほど答弁したとおり栄養教諭等にしっかりと働きかけ、一層活用が進むよう取り組んでいきたいと考えている。

神山悦子委員

学校給食費の負担軽減と食材の安全な提供は、教育委員会や各部局だけでなく県全体で取り組むことを求めたい。そのためには予算の拡充が必要だと述べておく。

次に、児童相談所の施設整備についてである。

ようやく県中児童相談所が郡山市の県農業試験場跡地に新築移転されて開所した。1990年代半ば、民間ビルの二階に中央児童相談所の分室として設置され、2006年の泉崎村での乳児虐待死事件を受けて、その翌年に県中合同庁舎の郡山相談センターを県中児童相談所へ格上げしたものの、今回新築されるまで一時保護所はなかった。これまで20年以上かかっている。なぜこんなにかかるのか。

一方で、福島市の中央児童相談所は老朽化したままである。和室の部屋は最大3人部屋だが大変狭く、障がい者用多目的トイレは2階にあり、エレベーターがないため階段に昇降機が設置されている。

困難を抱えた子供たちにこそ施設整備を促進すべきであり、老朽化している中央児童相談所の建て替えを行うべきと思うが、県の考えを聞く。

こども未来局長

中央児童相談所は、他の児童相談所との連絡調整を行うとともに、相談支援活動を円滑に行うため各所間の連携を図る中核的な役割を担っていることから、児童に関する多様な相談等に的確に対応するための必要な機能などについて、各児童相談所の職員による意見交換を実施しているところであり、引き続き中央児童相談所の機能強化を図っていく。

神山悦子委員

県内の児童相談所で、老朽化しているのは中央児童相談所のみとなった。中核的な役割を担っている施設が老朽化で使いくいことは改善すべきだと思う。

福島県の子供を虐待から守る条例でも計画的に実施すべきと求めているため、再度答弁願う。

こども未来局長

中央児童相談所については、他の児童相談所を取りまとめる役割をしっかりと果たすための機能について、十分な議論を

重ねることが重要であると考えている。

引き続き、必要な機能について各児童相談所職員による意見交換を行っていく。

神山悦子委員

最後に、ジェンダー平等の推進について聞く。

日本のジェンダー平等度は、世界104位と昨年からさらに後退した。今年3月8日の国際女性デーでは、日本は特に雇用、教育、管理職及び議員数が世界に比べても低く、中でも本県はいずれも全国最下位クラスの現状である。

県は、女性が働きやすい環境づくりに取り組む企業への奨励金制度をつくるとのことだが、どのように周知していくのか。

商工労働部長

女性の積極採用や非正規労働者の正規雇用への転換などに取り組む企業への奨励金制度については、商工会等の支援機関や金融機関を通じた県内事業所への周知や企業訪問による個別の働きかけを行うとともに、先進事例を経営者向けセミナー等で広く紹介し積極的な活用を促していく。

神山悦子委員

来年度に開始する制度であり、6つのメニューがあり上限20万円とのことだが、より積極的に活用するためには様々な工夫が必要であり、企業や労働者への周知が必要であると思う。雇用面の男女平等や賃金の格差をなくす意味でも、県における最初の取組としては重要だと思うため、その辺りを再度聞く。

商工労働部長

女性の活躍を支援するため、女性管理職の増員、女性の積極採用、女性役員の増員、離職者の再雇用、治療と仕事の両立や正規職員への転換などの様々な取組について、事業者や労働者へ具体的に周知しながら制度の普及に取り組んでいく。

神山悦子委員

最後に、パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度について聞く。

富岡町に続き、伊達市もパートナーシップ制度の導入検討を表明している。富岡町長は、原発事故により町民は様々な差別を受けてきたからこそ、住民が幸せになるまちを目指したいと導入検討を表明した。既に導入している他県の自治体では、性的少数者が自ら声を上げるのは大変難しいからこそ、ボトムアップよりもトップダウンでつくることが大切であると述べている。

全国では3月時点で既に260を超える自治体が導入しており、人口の65%をカバーしている。また、子供を家族と認めるファミリーシップ制度を併せて導入する自治体が増えている。

県においてパートナーシップ制度・ファミリーシップ制度について条例を制定すべきと思うが、考えを聞く。

生活環境部長

パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度については、福島男女共同参画プランに基づき、誰もが性的指向や性自認にかかわらず等しく尊重され、受容される社会の実現を目指し、多様な性に関する県民の理解を深める取組を進めているところであり、市町村等の意向も聞きながら調査研究していく。

神山悦子委員

現在、全国でも急速に広がっているが、県内で導入していない自治体として本県が挙げられている。富岡町と伊達市が導入を検討しているが、まだ制定はしていない。たしか島根県もあったと思うが、本県も含めて3県しかない。県が制定することで理解促進が進むと思う。市町村任せでは他県に遅れる上、少数者の声が本当に届かず、他県から移住する子育て世代にとっても重要であると思う。だからこそ、県がパートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の条例をつくることの決意に立つべきと思うが、どうか。

生活環境部長

県としては、ふくしま男女共同参画プランにおいて、性的指向や性自認などにかかわらず、誰もが等しく尊重され、受

容される社会づくりを目指すこととしている。

パートナーシップ制度については、市町村等の意向も聞きながら多様性を尊重する社会づくりを目指し、調査研究していく。